

**【表紙】**

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2021年11月30日
【中間会計期間】	第28期中（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）
【会社名】	株式会社 J T C
【英訳名】	J T C I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 具 哲謨
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番1号
【電話番号】	092-260-8364（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松元 篤男
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番1号
【電話番号】	092-260-8364（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松元 篤男
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自2019年 3月1日 至2019年 8月31日	自2020年 3月1日 至2020年 8月31日	自2021年 3月1日 至2021年 8月31日	自2019年 3月1日 至2020年 2月29日	自2020年 3月1日 至2021年 2月28日
売上高 (百万円)	32,529	677	830	52,485	1,826
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	1,803	2,664	1,871	1,176	5,650
親会社株主に帰属する中間 純利益又は親会社株主に帰 属する中間(当期)純損失 ( ) (百万円)	693	2,112	1,836	1,673	7,511
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	298	2,214	1,871	2,195	7,867
純資産額 (百万円)	23,211	18,367	10,859	20,701	12,736
総資産額 (百万円)	37,285	26,466	17,703	30,611	19,734
1株当たり純資産額 (円)	641.62	514.51	305.46	577.73	357.35
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間(当期)純 損失( ) (円)	19.82	60.35	52.46	47.82	214.59
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	60.24	68.05	60.40	66.07	63.39
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,977	2,909	1,303	3,360	3,041
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,262	1,168	161	2,264	1,319
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,089	122	508	3,151	1,046
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	8,308	5,329	3,610	6,963	4,202
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	886 (353)	250 (109)	167 (2)	726 (293)	188 (55)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第26期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第26期、第27期中、第27期及び第28期中の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失であり、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第27期における従業員数の減少については、事業構造改善に伴う早期退職優遇制度の特別募集を実施したことによるものであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自2019年 3月1日 至2019年 8月31日	自2020年 3月1日 至2020年 8月31日	自2021年 3月1日 至2021年 8月31日	自2019年 3月1日 至2020年 2月29日	自2020年 3月1日 至2021年 2月28日
売上高 (百万円)	28,621	530	781	45,525	1,512
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	2,244	2,233	1,873	2,726	5,779
中間純利益又は中間(当期)純損失( ) (百万円)	1,321	1,784	1,880	2,238	7,582
資本金 (百万円)	4,854	4,854	4,854	4,854	4,854
発行済株式総数 (株)	35,005,517	35,005,517	35,005,517	35,005,517	35,005,517
純資産額 (百万円)	23,913	18,463	10,780	20,360	12,664
総資産額 (百万円)	34,446	24,663	16,240	27,540	18,124
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	3.00	-
自己資本比率 (%)	69.37	74.79	66.30	73.83	69.78
従業員数 (人)	666	157	136	619	146
(外、平均臨時雇用者数)	(297)	(106)	( - )	(282)	(52)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 中間連結財務諸表を作成しており、中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益を注記していないため、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の記載を省略しております。

3 第27期における従業員数の減少については、事業構造改善に伴う早期退職優遇制度の特別募集を実施したことによるものであります。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2021年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
小売事業	167(2)

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、当中間連結会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

##### (2) 提出会社の状況

2021年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
小売事業	136(-)

(注) 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、当中間会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

##### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等及び対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに定めた経営方針・経営戦略等及び新たに生じた対処すべき課題はありません。

### 2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

当社グループは、海外からの旅行者に対して、食品・化粧品・生活用品等のお土産品を販売する店舗を展開する小売業を主たる事業としております。2020年1月下旬から確認された新型コロナウイルス感染症拡大によって、世界的な海外渡航客の減少が発生しております。このような経営環境の急激な変化により、当社グループの事業は大きく影響を受けており、当中間連結会計期間において、営業損失1,835百万円、経常損失1,871百万円を計上しました(前連結会計年度は営業損失6,073百万円及び経常損失5,650百万円)。当社グループは、転換社債型新株予約権付社債の発行による1,368百万円の資金調達を行いました。調達済みの転換社債型新株予約権付社債につき、一年内における一括償還が求められる可能性があることや、新型コロナウイルス感染症の終息及び国家間移動の回復にはまだ一定の期間を要するため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

なお、継続企業の前提に関する詳細につきましては、「第5 経理の状況 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (継続企業の前提に関する事項)」に記載しております。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

#### a. 財政状態及び経営成績の状況

当社グループの事業に大きく影響を及ぼす海外からの訪日外客数の動向に関しましては、日本政府観光局(JNTO)によると、当中間連結会計期間における訪日外客数は、新型コロナウイルス感染症の影響前の2019年同期間に比べて約16百万人と大幅な減少となりました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の一環として一部の例外を除いて国境をまたぐ往来が停止されていることによるもので、観光目的の国際的な移動に制約が続いております。日本においては、変異株の感染拡大防止や日本国内における感染抑止のため、新規入国の一時停止、ビジネストラック・レジデンストラックの運用停止、検疫の強化等の措置が引き続き取られており、訪日外客数は依然として低水準であります。

このような環境の中、当社グループは、引き続き、在庫の圧縮を図りつつ、販売促進費を抑えた国内市場での販売を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を軽減すべく、あらゆる固定費の削減に努めるほか、継続して業務機能のスリム化・最適化を推し進めております。営業中の店舗におきましては、お客様と従業員の安全を最優先に新型コロナウイルス感染症予防策として、身体的距離の確保、消毒・清掃の徹底、接触感染・飛沫感染の防止策などあらゆる対策を講じ、国内のお客様に向けての営業活動にも努めてまいりました。また、人の移動が制限されている現状を鑑み、ECサイトを通じた販売を拡充するとともに、アフターコロナにおける事業再開に向けて、消費者の価値観、嗜好の変化に柔軟に対応すべく情報収集に努めているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の終息時期が不透明なため、当中間連結会計期間においてシンジケート型コミットメントライン契約を締結し、転換社債型新株予約権付社債の発行による1,368百万円の資金調達を行い、手元流動性を保有しております。

なお、海外事業につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を軽減するための取り組みを強化し、事業運営全般における効率化に努めております。

これらの結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高830百万円(前年同期比22.5%増)、営業損失1,835百万円(前年同期比30.2%減)、経常損失1,871百万円(前年同期比29.8%減)、親会社株主に帰属する中間純損失1,836百万円(前年同期比13.1%減)となりました。

当中間連結会計期間の財政状態の概況は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間における総資産は、前連結会計年度末より10.3%減の17,703百万円となりました。総資産の減少は新型コロナウイルス感染症の影響及び日本国内市場での販売により流動資産で主に現金及び預

金が715百万円、商品が643百万円減少し、固定資産では有形固定資産が223百万円減少したことによるものであります。

負債合計は前連結会計年度末より2.2%減の6,844百万円となりました。固定負債で転換社債型新株予約権付社債の発行により社債が1,368百万円増加したものの、主に流動負債で法人税等の納付により未払法人税が636百万円、約定返済により流動・固定負債の借入金が836百万円減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末より14.7%減の10,859百万円となりました。これは主として、親会社株主に帰属する中間純損失が1,836百万円計上されたことによるものであります。

また、当社グループは、報告セグメントが単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

b. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社は、収益性及び効率性の両面から体質を強化することが重要と捉え、「経常利益」及び「中間純利益」を重要な指標として位置付けております。当中間連結会計期間における経常損失は1,871百万円となり、経常利益率は225.4%となりました。親会社株主に帰属する中間純損失は1,836百万円となりました。当中間連結会計期間発生した損失は、主に新型コロナウイルス感染症の影響によるものですが、引き続きこれらの指標について改善されるよう取り組んでまいります。

c. キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前中間連結会計期間に比べ、1,719百万円減少し、3,610百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動の結果支出した資金は、1,303百万円となりました（前中間連結会計期間は2,909百万円の資金減）。これは主に、税金等調整前中間純損失1,884百万円、法人税等の支払額488百万円による資金の減少、たな卸資産の減少644百万円、貸倒引当金の増加263百万円、未払金の増加234百万円による資金の増加によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動の結果得られた資金は、161百万円となりました（前中間連結会計期間は1,168百万円の資金増）。これは主に、定期預金の預入による支出と払戻による収入114百万円（純額）による資金の増加によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は、508百万円となりました（前中間連結会計期間は122百万円の資金増）。これは主に、社債の発行による収入1,368百万円、長期借入金の返済による支出797百万円、社債の償還による支出50百万円によるものであります。

d. 生産、受注及び販売の実績

・仕入実績

当社グループは、お土産品を販売する小売事業の単一セグメントであり、当中間連結会計期間の仕入実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)	前年同期比(%)
	仕入高(百万円)	
小売事業	107	25.3

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 韓国ウォンから日本円の換算については、当中間連結会計期間におけるソウル外国為替仲介株式会社の期中平均基準為替レートにより算出しております。

・販売実績

当社グループは、お土産品を販売する小売事業の単一セグメントであり、当中間連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)	前年同期比(%)
	売上高(百万円)	
小売事業	830	122.5

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 韓国ウォンから日本円の換算については、当中間連結会計期間におけるソウル外国為替仲介株式会社の期中平均基準為替レートにより算出しております。

#### 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

##### a. 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの中間連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針及び見積りの重要な仮定は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等(1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 及び(追加情報)」に記載のとおりであります。

##### b. 当中間連結会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当中間連結会計期間の経営成績等の分析は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 a. 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

##### c. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

##### d. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要のうち、主なものは事業活動資金であります。当社グループは資金の流動性確保のため、これまでの事業活動等により創出したキャッシュ・フローによる自己資本に加えて、金融機関等から調達を行っております。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大が事業活動及びキャッシュ・フローに与える影響を考慮し、手元資金の流動性を確保することを目的としたシンジケート型コミットメントライン契約を締結し、転換社債型新株予約権付社債1,368百万円を発行しました。

資本の財源についての分析は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析 経営成績等の状況の概要 c. キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

##### e. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

## 4【経営上の重要な契約等】

### (1) シンジケート型コミットメントライン契約

当社は、運転資金の確保及び財務基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする金融機関5行との間でシンジケート型コミットメントライン契約を締結しております。本契約の概要は以下のとおりであります。

資金の用途	運転資金
借入先	株式会社三井住友銀行他
借入金額	2,100百万円
借入金利	TIBOR + 0.5%
借入実行日	未定
契約期間	2021年3月31日～2022年3月30日（2年延長可能）
返済方法	満期日に一括して支払う
担保の有無	有
財務制限条項	有

(2) CB（転換社債型新株予約権付社債）引受契約

当社は、2021年6月15日開催の取締役会において、第三者割当によるCB発行を決議し、Hana-Hisstory 1号新技術投資組合との間で当該CBの引受契約及び売渡請求権（Call Option）等の行使に関する協約を2021年6月18日付で締結しております。詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。



### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,308,000
計	100,308,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (2021年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	35,005,517	35,005,517	韓国取引所 (KOSDAQ市場)	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	35,005,517	35,005,517		

(注) 当社株式については、韓国取引所(KOSDAQ市場)上場に際し、全ての発行済株式を韓国預託決済院に預託し、これに基づいて発行された株式預託証券をもって上場する手続きを踏んでおります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権

決議年月日	2017年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 監査役 3 使用人 7
新株予約権の数(個)	21,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 105,000 (注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 2019年5月25日 至 2022年5月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 (注)2、4 資本組入額 (注)3、4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時 においても、当社の取締役・監査役及び従業員の地位に あることを要す。ただし、当社の取締役・監査役を任期 満了で退任した場合、又は定年退職その他正当な理由が ある場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを 受ける者との間で締結する新株予約権の割当てに関する 契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

当中間会計期間の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年10月31日)において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、提出日前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数は5株とします。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 2 韓国取引所（KOSDAQ市場）に株式上場時の公開価額8,500ウォンに上場日当日の東京の主要銀行が提示する韓国ウォン対顧客電信為替レート仲値100ウォン＝10.08円を乗じた額となります。  
なお、割当日後、当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。  
また、割当日後、当社が時価（ただし、当社の株式公開前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く）には、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。
- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 4 2017年8月15日開催の取締役会の決議により2017年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これによって「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第 2 回新株予約権

決議年月日	2018年 6 月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	使用人 11
新株予約権の数（個）	24,500 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 24,500 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）2
新株予約権の行使期間	自 2020年 6 月16日 至 2023年 6 月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 （注）2 資本組入額 （注）3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役及び従業員（執行役員を含む。）の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役・監査役を任期満了で退任した場合又は定年退職その他正当な理由のある場合において、当社の取締役会が特に認める場合はこの限りではない。その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当中間会計期間の末日（2021年 8 月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年10月31日）において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、提出日前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。
- なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。
- 2 新株予約権の割当日2018年 6 月16日の前営業日である2018年 6 月15日の韓国取引所における当社普通株式を表章する韓国預託証券の終値に1.01を乗じた金額13,686ウォンを、割当日の前営業日において東京の主要銀行が提示する韓国ウォン対顧客電信売り相場の為替レート100ウォン = 10.39円で換算した円価額（1 円未満の端数は切り上げる。）となります。
- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。
- ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り、適用されます。

- ( 1 ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ( 2 ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- ( 3 ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 に準じて決定します。
- ( 4 ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 ( 3 ) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。
- ( 5 ) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- ( 6 ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。
- ( 7 ) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会による承認を要するものとします。
- ( 8 ) 新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社使用人 1
新株予約権の数(個)	5,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年7月14日 至 2023年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役及び従業員(執行役員を含む。)の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役・監査役を任期満了で退任した場合又は定年退職その他正当な理由のある場合において、当社の取締役会が特に認める場合はこの限りではない。その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当中間会計期間の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年10月31日)において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、提出日前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個につき当社普通株式1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。
- なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権の割当日2018年7月14日の前営業日である2018年7月13日の韓国取引所における当社普通株式を表章する韓国預託証券の終値に1.01を乗じた金額12,726ウォンを、割当日の前営業日において東京の主要銀行が提示する韓国ウォン対顧客電信売り相場の為替レート100ウォン=10.27円で換算した円価額(1円未満の端数は切り上げる。)となります。
- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り、適用されます。

- ( 1 ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ( 2 ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- ( 3 ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 に準じて決定します。
- ( 4 ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 ( 3 ) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。
- ( 5 ) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- ( 6 ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。
- ( 7 ) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会による承認を要するものとします。
- ( 8 ) 新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第 1 回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債 ( 注 1 )	
決議年月日	2021年 6 月15日
新株予約権の数 ( 個 )	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数 ( 個 )	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ( 株 )	普通株式 2,121,855 [2,767,892] ( 注 2 )
新株予約権の行使時の払込金額 ( ウォン )	6,598 [5,058] ( 注 3 )
新株予約権の行使期間	自 2022年 6 月30日 至 2026年 5 月29日 ( 注 4 )
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ( ウォン )	発行価格 6,598 [5,058] 資本組入額 3,299 [2,529] ( 注 5 )
新株予約権の行使の条件	( 注 6 )
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
新株予約権付社債の残高 ( 百万ウォン )	14,000

当中間会計期間の末日 ( 2021年 8 月31日 ) における内容を記載しております。当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在 ( 2021年10月31日 ) にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

( 注 ) 1 . 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条件付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使時に交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の市場株価を基準として修正されることがあり、当社の市場株価の下落により、交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。

(2) 転換価額の修正の基準及び頻度

本新株予約権付社債の発行後、毎 3 ヶ月が経過した日 ( 以下、個別に又は総称して「転換価額調整日」といいます。 ) において、各転換価額調整日前日を起算日としてその起算日からさかのぼって

算定した1ヶ月の加重算術平均株価、1週間加重算術平均株価及び最近日加重算術平均株価を算術平均した価額と最近日加重算術平均株価のうち、高い価額が該当調整日の直前日現在の転換価額より低い場合、同低い価額を新しい転換価額とします。

(3) 転換価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限

下記(注)3エに従い修正される転換価額の下限は、4,619ウォンとし、本新株予約権の目的となる株式数の上限は、3,030,959株とします。但し、下記(注)3ア乃至ウに定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服するものとし、その場合の本新株予約権の行使により交付される株式数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の券面金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となります。

(4) 当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項はありません。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社が所有者と締結した売渡請求権(Call Option)等の行使に関する協約において、当社及び当社が指定する者(以下「買主」という)は2021年6月30日以降本新株予約権付社債の発行日から1年になる日(2022年6月29日)から本新株予約権付社債の発行日から1年11ヶ月になる日(2023年5月29日)まで1ヶ月ごとに到来する支払期日(即ち、最後の売渡請求権の行使は本新株予約権付社債の発行日以降23ヶ月になる日)に該当する日(以下「売買代金支払期日」という)に社債権者が保有している本新株予約権付社債の一部を買主に売渡すよう請求でき、社債権者は上記の請求に従い保有している本新株予約権付社債を買主に売渡さなければならない旨を合意しております。ただし、買主はそれぞれの社債権者に対して各社債権者が保有している本新株予約権付社債の発行価額の30%を超過して売渡請求権を行使することは出来ません。また、当社が本社債の期限の利益を喪失した場合を除き、社債権者は上記協約に基づく当社の売渡請求権の行使を保障するために、同売渡請求権の最終の請求期間の終了日(2023年5月29日)まで引受契約に基づく発行当時の引受金額の30%に該当する本新株予約権付社債を未転換の状態では保有しなければならない旨を合意しております。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(8) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の券面金額の合算額を下記(注)3記載の転換価額で割った株式数の100%とし、1株未満の単数株はこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

3. 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとします。

転換価額は、当初金6,598ウォンとします。

転換価額の調整

ア. 本新株予約権付社債券を所有している者が行使請求をする前に、当社が時価を下回る発行価格に無償増資、株式配当及び準備金の資本転入などを行って株式を発行する場合には、下記のように転換価額を調整することとします。本による転換価額の調整日は無償増資、株式配当、準備金の資本転入などによる新株発行日とします。

$$\text{調整後の転換価額} = \text{調整前の転換価額} \times \left[ \frac{A + (B \times C / D)}{A + B} \right]$$

A: 発行済株式数

B: 新発行株式数

C: 1株当たり発行価格

D: 時価

ただし、上記の算式の中「発行済株式」は当該調整事由が発生する直前日現在の発行済株式総数とします。また、上記の算式中「1株当たり発行価格」は、株式分割、無償増資、株式配当の場合にはゼロ(0)にし、上記の算式の「時価」は、発行価格の算定の基準になる基準株価(または調整事由発生前日を起算日として計算した基準株価)とします。また、当社が本社債の転換価格を下回る発行価格で無償増資または株式関連社債(転換社債、新株引受権付社債およびその他の株式に転換することのできる種類の社債)を発行する場合には、転換価格はその下回る発行価格に調整します。

イ. 合併、資本金の額の減少などにより転換価額の調整が必要な場合には、当該事由発生直前に本新株予約権が行使され全て株式に転換されたら社債権者が持つことのできた株式数に応じた価



値に見合うべく転換価額を調整します。当社がこのような措置を怠ったことにより転換社債権者が損害を被った場合、当社はその損害を賠償しなければなりません。また、当社は、社債権者の権利に不利な影響を及ぼすやり方での合併、分割および事業の譲受けまたは譲渡をしてはならないし、継続し上場を維持する義務を負担します。

- ウ．当社普通株式の減資及び株式併合など株式価値の上昇事由が発生する場合、減資及び株式併合等による調整割合分だけ上方修正し反映する条件で転換価額を調整します。ただし、減資及び株式併合等のための株主総会決議日の前日を起算日とし、「証券の発行及び公示などに関する規定」第5-22条第1項本文の規定による算定（第3号は除く）した価額（以下「算定価額」という）が額面額未満でありながら、起算日前に転換価額を額面額に既に調整した場合（転換価額を額面額未満に調整できる場合は除く）には、調整後の転換価額は算定価額を基準に減資及び株式併合等による調整割合分だけ上方修正した価額以上の価額に調整します。
- エ．上記のア乃至ウとは別に、本新株予約権付社債の発行後、毎3ヶ月が経過した日（2021年9月29日、2021年12月29日、2022年3月29日、2022年6月29日、2022年9月29日、2022年12月29日、2023年3月29日、2023年6月29日、2023年9月29日、2023年12月29日、2024年3月29日、2024年6月29日、2024年9月29日、2024年12月29日、2025年3月29日、2025年6月29日、2025年9月29日、2025年12月29日、2026年3月29日）を転換価額調整日とし、各転換価額調整日前日を起算日としてその起算日からさかのぼって算定した1ヶ月の加重算術平均株価、1週間加重算術平均株価及び最近日加重算術平均株価を算術平均した価額と最近日加重算術平均株価の内、高い価額が該当調整日の直前日現在の転換価額より低い場合、同低い価額を新しい転換価額とします。ただし、上記のように算出された転換価額が発行当時の転換価額（調整日の前、上記のア乃至ウに従って新株割引等または減資等の事由により転換価額を既に下方または上方修正した場合には、これを勘案して算定した価額）の70%を下回る場合には、発行当時の転換価額の70%に相当する価額を新しい転換価額とします。
- オ．本による調整後、転換価額のウォン単位未満は切り上げるものとします。
- 4．本新株予約権の行使期間は、本新株予約権付社債発行後、1年が経過した日（2022年6月30日）から満期日1ヶ月前（2026年5月29日）までとしますが、行使請求期間の末日が営業日でない場合は前営業日とします。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとします。
  - ア．満期日1ヶ月前以前に本新株予約権付社債が早期償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
  - イ．当社が本新株予約権付社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
- 5．本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、日本の会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 6．本新株予約権は、月2回を限度とし、最小金額10億ウォン以上、1億ウォン単位で行使ができます。但し、本条件は月2回限度内で本新株予約権の最終行使時など、当社との事前協議を通じて本新株予約権行使額の調整ができるものとします。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2021年3月1日～ 2021年8月31日		35,005,517		4,854		4,776

( 5 ) 【大株主の状況】

2021年 8 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
具 哲謨	福岡県糟屋郡志免町	20,867	59.61
株式会社KU	福岡県糟屋郡志免町別府西3丁目13番7-714号	1,440	4.11
Ku Myoung Wan	Pocheon-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	181	0.52
ワールド投資株式会社	福岡県大野城市乙金2丁目16番28号	178	0.51
Kang Chang Gyoon	Haeundae-gu, Busan, Republic of Korea	157	0.45
Jang Hyun Young	Haeundae-gu, Busan, Republic of Korea	155	0.44
具 光謨	Gwagjin-gu, Seoul, Republic of Korea	136	0.39
日王株式会社	大阪府泉佐野市高松東1丁目10番37号	122	0.35
Shin Hyeon Su	Cheongju-si, Chungcheongbuk-do, Republic of Korea	101	0.29
秋山 道晴	福岡県太宰府市	100	0.29
計		23,436	66.95

(注) 当社普通株式は、韓国預託証券の預託機関である韓国預託決済院を名義人としており、上記の「(5)大株主の状況」は韓国預託証券を保有している実質保有者について記載しております。

( 6 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

2021年 8 月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)			
完全議決権株式 (その他)	普通株式 35,005,517	35,005,517	
単元未満株式			
発行済株式総数	35,005,517		
総株主の議決権		35,005,517	

【自己株式等】

2021年 8 月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計					

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第 5 【経理の状況】

### 1 . 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

( 1 ) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。

( 2 ) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

### 2 . 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2021年3月1日から2021年8月31日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(2021年3月1日から2021年8月31日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当中間連結会計期間 (2021年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,988	4,273
売掛金	76	62
商品	5,153	4,509
前渡金	2,295	2,180
その他	1,136	1,116
貸倒引当金	1,176	1,318
流動資産合計	12,473	10,822
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,242	1,236
車両運搬具(純額)	194	192
工具、器具及び備品(純額)	180	165
土地	966	958
使用権資産(純額)	1174	146
建設仮勘定	39	32
有形固定資産合計	3,779	3,556
無形固定資産		
	52	47
投資その他の資産		
長期貸付金	1,206	1,166
敷金及び保証金	2,517	2,501
その他	936	943
貸倒引当金	1,230	1,334
投資その他の資産合計	3,428	3,277
固定資産合計	7,261	6,881
資産合計	19,734	17,703

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当中間連結会計期間 (2021年8月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	60	39
短期借入金	159	156
1年内償還予定の社債	100	50
1年内返済予定の長期借入金	1,805	1,329
リース債務	98	142
未払金	656	889
未払法人税等	670	34
訴訟損失引当金	191	188
その他	350	316
流動負債合計	4,093	3,147
<b>固定負債</b>		
社債	100	3 1,421
長期借入金	1,626	1,268
リース債務	277	88
役員退職慰労引当金	473	474
退職給付に係る負債	77	80
繰延税金負債	54	57
資産除去債務	293	294
その他	2	11
固定負債合計	2,904	3,696
負債合計	6,998	6,844
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	4,854	4,854
資本剰余金	4,776	4,776
利益剰余金	3,091	1,255
株主資本合計	12,723	10,887
<b>その他の包括利益累計額</b>		
為替換算調整勘定	214	194
その他の包括利益累計額合計	214	194
新株予約権	17	13
非支配株主持分	209	152
純資産合計	12,736	10,859
負債純資産合計	19,734	17,703

## 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
売上高	677	830
売上原価	622	750
売上総利益	55	79
販売費及び一般管理費	1 2,686	1 1,915
営業損失( )	2,630	1,835
営業外収益		
受取利息	11	6
雇用調整助成金	18	4
立退料収入	33	-
リース解約益	-	10
固定資産売却益	-	12
その他	15	32
営業外収益合計	78	66
営業外費用		
支払利息	39	22
支払手数料	-	57
為替差損	64	20
その他	8	2
営業外費用合計	112	102
経常損失( )	2,664	1,871
特別利益		
訴訟損失引当金戻入額	68	-
特別利益合計	68	-
特別損失		
減損損失	2 68	2 13
事業構造改善費用	3 250	-
特別損失合計	319	13
税金等調整前中間純損失( )	2,915	1,884
法人税、住民税及び事業税	11	3
法人税等調整額	707	3
法人税等合計	696	6
中間純損失( )	2,219	1,891
非支配株主に帰属する中間純損失( )	106	54
親会社株主に帰属する中間純損失( )	2,112	1,836

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
中間純損失( )	2,219	1,891
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	4	19
その他の包括利益合計	4	19
中間包括利益	2,214	1,871
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	2,101	1,814
非支配株主に係る中間包括利益	112	57



【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2020年3月1日 至 2020年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,854	4,776	10,708	20,340	117	117	26	451	20,701
当中間期変動額									
剰余金の配当			105	105					105
親会社株主に帰属する中間純損失（ ）			2,112	2,112					2,112
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					4	4	8	112	116
当中間期変動額合計	-	-	2,217	2,217	4	4	8	112	2,334
当中間期末残高	4,854	4,776	8,490	18,122	112	112	18	339	18,367

当中間連結会計期間（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,854	4,776	3,091	12,723	214	214	17	209	12,736
当中間期変動額									
剰余金の配当			-	-					-
親会社株主に帰属する中間純損失（ ）			1,836	1,836					1,836
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					19	19	3	57	41
当中間期変動額合計	-	-	1,836	1,836	19	19	3	57	1,877
当中間期末残高	4,854	4,776	1,255	10,887	194	194	13	152	10,859

## 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純損失( )	2,915	1,884
減価償却費	369	117
のれん償却額	23	-
減損損失	68	13
貸倒引当金の増減額( は減少)	114	263
賞与引当金の増減額( は減少)	2	-
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	96	3
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	39	0
訴訟損失引当金の増減額( は減少)	126	-
固定資産売却益	-	12
受取利息	11	6
支払利息	39	22
事業構造改善費用	250	-
為替差損益( は益)	14	21
売上債権の増減額( は増加)	12	1
たな卸資産の増減額( は増加)	196	644
未収消費税等の増減額( は増加)	539	9
前渡金の増減額( は増加)	67	105
仕入債務の増減額( は減少)	430	20
未払金の増減額( は減少)	385	234
その他	347	294
小計	2,682	800
利息の受取額	12	7
利息の支払額	23	22
事業構造改善費用の支払額	218	-
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	3	488
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,909	1,303
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	23	935
定期預金の払戻による収入	580	1,049
固定資産の取得による支出	47	16
固定資産の売却による収入	-	12
貸付金の回収による収入	42	27
敷金及び保証金の差入による支出	113	20
敷金及び保証金の回収による収入	266	46
長期性預金の払戻による収入	467	2
その他	3	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,168	161
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	1,219	-
長期借入金の返済による支出	930	797
社債の発行による収入	-	1,368
社債の償還による支出	50	50
配当金の支払額	105	-
リース債務の返済による支出	12	12
財務活動によるキャッシュ・フロー	122	508
現金及び現金同等物に係る換算差額	15	40
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,634	592
現金及び現金同等物の期首残高	6,963	4,202
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 5,329	1 3,610

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

当社グループは、海外からの旅行者に対して、食品・化粧品・生活用品等のお土産品を販売する店舗を展開する小売業を主たる事業としております。2020年1月下旬から確認された新型コロナウイルス感染症拡大によって、世界的な海外渡航客の減少が発生しておりますが、その回復時期は依然不透明であります。当社グループの事業はこのような経営環境の影響を大きく受けており、当中間連結会計期間においても前連結会計年度に引き続き重要な営業損失(1,835百万円)及び経常損失(1,871百万円)を計上しております(前連結会計年度は営業損失6,073百万円及び経常損失5,650百万円)。また、当社グループは、当中間連結会計期間において、転換社債型新株予約権付社債の発行による1,368百万円の資金調達を行ったものの、一年内に一括償還が求められる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するために、当社グループは、従業員の休業対応や家賃の減免交渉等のコスト削減を継続して実施したほか、日本国内市場での販売を積極的に行い、新型コロナウイルス感染症の影響を軽減するための施策を実施しております。

また、取引金融機関とは、密接なコミュニケーションを取ることで追加融資の検討をいただいております。これに加え財務基盤の安定化のために、新たな資金調達手段を検討しております。しかしながら、これらの施策は実施中であり、具体的な契約締結までには至っていないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

( 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 )

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

株式会社ケイボックス

株式会社シティープラス

株式会社ケイティーシートックスフリー

株式会社トップシティー免税店

株式会社ディーエフケイボックス

2. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

( 1 ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品・・・総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

( 2 ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社グループは、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

使用権資産

在外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引を使用権資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

( 3 ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当中間連結決算日のソウル外国為替仲介株式会社の基準為替レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、当中間連結決算日のソウル外国為替仲介株式会社の基準為替レートにより円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社は内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当中間連結会計期間において必要と認められる金額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度に全額を費用処理しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大により、当社グループの主要顧客である訪日外客数が大きく減少しております。当社グループは、外部の情報等を踏まえ、このような状況が一定期間続くものの、2023年2月期上半期より緩やかに回復しながら推移し、2025年2月期下半期を目途に新型コロナウイルス感染症発生前の水準まで回復すると仮定した、将来事業計画のベースシナリオを策定し、会計処理に反映しております。

当社グループは、棚卸資産の評価、前渡金等への貸倒引当金及び固定資産の減損損失について、上述の仮定をもとに検討しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当中間連結会計期間 (2021年8月31日)
	3,770百万円	3,669百万円

2 シンジケート型コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行とシンジケート型コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。なお、当社が発行する社債について期限の利益を喪失したときには、期限の利益を喪失する特約が付されております。

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当中間連結会計期間 (2021年8月31日)
コミットメントの総額	-	2,100百万円
借入実行額	-	-
差引額	-	2,100百万円

3 財務制限条項

前連結会計年度(2021年2月28日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2021年8月31日)

転換社債型新株予約権付社債1,321百万円には、下記の財務制限条項が付されております。

当社の保有する普通株式がKOSDAQ市場で管理種目指定及び上場廃止になる等の事由が発生した場合、社債権者は社債に係る期限の利益を喪失させ元利金の一括償還を請求できる。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
販売促進費	12百万円	8百万円
給与	627	242
地代家賃	821	694
減価償却費	321	106
賞与引当金繰入額	0	-
退職給付費用	29	6
役員退職慰労引当金繰入額	11	10
貸倒引当金繰入額	96	262

2 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前中間連結会計期間(自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)

場所 (会社)	用途	種類	金額(百万円)
熊本県宇城市 (株)JTC)	直営店舗	建物及び構築物	29
		工具、器具及び備品	11
大阪府大阪市 (株)JTC)	転貸店舗	建物及び構築物	6
		工具、器具及び備品	7
福岡県福岡市 (株)JTC)	転貸店舗	建物及び構築物	7
		工具、器具及び備品	0
愛知県名古屋市 (株)JTC)	直営店舗	建物及び構築物	1
		工具、器具及び備品	0

韓国仁川広域市 (株)シティープラス)	直営店舗	建物及び構築物	1
		建設仮勘定	2

当社グループは、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなった店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として68百万円を特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。使用価値は将来キャッシュフローがマイナスの場合、回収可能価額をゼロとして評価しております。

当中間連結会計期間（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）

場所 (会社)	用途	種類	金額(百万円)
韓国仁川広域市 (株)シティープラス)	直営店舗	建物及び構築物	3
		使用権資産	10

当社グループは、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなった店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として13百万円を特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、純公正価値又は使用価値により算定しております。

### 3 事業構造改善費用

前中間連結会計期間（自 2020年3月1日 至 2020年8月31日）

当社グループは、前中間連結会計期間において、今後の持続的な成長に向けて抜本的な構造改革を進め、収益性の改善を図っていくための施策の一環として、希望退職者の募集を行い、本件の実施により発生した費用を事業構造改善費用に計上しております。なお、その内訳は特別退職金250百万円であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	35,005,517	-	-	35,005,517
合計	35,005,517	-	-	35,005,517
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	18
	合計	-	-	-	-	-	18

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月28日 定時株主総会	普通株式	105	3	2020年2月29日	2020年5月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当中間連結会計期間 増加株式数（株）	当中間連結会計期間 減少株式数（株）	当中間連結会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	35,005,517	-	-	35,005,517
合計	35,005,517	-	-	35,005,517
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	13
	合計	-	-	-	-	-	13

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自 2020年3月1日 至 2020年8月31日）	当中間連結会計期間 （自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）
現金及び預金勘定	6,114百万円	4,273百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	785	662
現金及び現金同等物	5,329	3,610



(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当中間連結会計期間 (2021年8月31日)
1年内	1,075	1,075
1年超	15,568	15,039
合計	16,643	16,114

(注) 上記未経過リース料には、規定損害金に相当する額を含めております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	4,988	4,988	-
(2) 売掛金	76		
貸倒引当金( )	2		
	74	74	-
(3) 長期貸付金	1,861		
貸倒引当金( )	150		
	1,711	1,711	-
(4) 敷金及び保証金	2,517		
貸倒引当金( )	471		
	2,045	1,977	68
資産計	8,819	8,751	68
(5) 買掛金	60	60	-
(6) 未払金	656	656	-
(7) 未払法人税等	670	670	-
(8) 短期借入金	159	159	-
(9) 社債	200	198	1
(10) 長期借入金	3,431	3,432	0
(11) リース債務	376	361	14
負債計	5,554	5,538	15

個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間（2021年8月31日）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	4,273	4,273	-
(2) 売掛金	62		
貸倒引当金( )	2		
	59	59	-
(3) 長期貸付金	1,812		
貸倒引当金( )	148		
	1,663	1,663	-
(4) 敷金及び保証金	2,501		
貸倒引当金( )	526		
	1,974	1,932	42
資産計	7,971	7,928	42
(5) 買掛金	39	39	-
(6) 未払金	889	889	-
(7) 未払法人税等	34	34	-
(8) 短期借入金	156	156	-
(9) 社債	1,471	1,469	2
(10) 長期借入金	2,597	2,600	2
(11) リース債務	231	223	8
負債計	5,420	5,412	7

個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、貸倒懸念債権については、財務内容等を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積額を控除した金額をもって時価としております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金は、主に建設協力金であり、その時価については、回収予定額を契約期間に対する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、上記表には1年以内に回収予定のものを含んでおります。

また、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、上記による算定額を中間連結貸借対照表に計上しているため、時価は帳簿価額と一致しております。

なお、貸倒懸念債権については、財務内容等を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積額を控除した金額をもって時価としております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローの合計額を国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、貸倒懸念債権については、財務内容等を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積額を控除した金額をもって時価としております。

負 債

(5) 買掛金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等、(8) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、上記表には1年以内に償還予定のものを含んでおります。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を期末直近借入利率で算定した割引現在価値により算定しております。なお、上記表には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(11) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、上記表には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

2 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
販売費及び一般管理費	4百万円	0百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前中間連結会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
新株予約権戻入益	3百万円	3百万円

3. 中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

当中間連結会計期間に付与したストック・オプションはありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結(連結)貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業店舗用建物等の賃貸借契約の伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、対応する国債の流通利回りで割り引いて、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
期首残高	252百万円	293百万円
有形固定資産の取得に伴う増減額	37	1
時の経過による調整額	0	0
履行による減少額	1	0
その他	4	1
中間期末(期末)残高	293	294

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間連結(連結)貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次の通りであります。

		前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
中間連結(連結)貸借対照表計上額	期首残高	1,229百万円	1,233百万円
	期中増減額	4	129
	中間期末(期末)残高	1,233	1,104
中間期末(期末)時価		1,329	1,252

(注) 1. 中間連結(連結)貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、当中間連結会計期間の主な減少はソウル市における遊休不動産(使用権資産)の解約118百万円であります。

3. 中間期末(期末)時価は、自社保有不動産については不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算出しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、食品・化粧品・生活用品等のお土産品を販売する小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、食品・化粧品・生活用品等のお土産品を販売する小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 百万円)

日本	韓国	合計
530	147	677

(注) 売上高は店舗の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位: 百万円)

日本	韓国	合計
3,729	1,671	5,400

(注) 有形固定資産の韓国には、使用権資産559百万円を含んでおります。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、食品・化粧品・生活用品等のお土産品を販売する小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 百万円)

日本	韓国	合計
781	48	830

(注) 売上高は店舗の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位: 百万円)

日本	韓国	合計
2,377	1,178	3,556

(注) 有形固定資産の韓国には、使用権資産46百万円を含んでおります。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前中間連結会計期間（自 2020年3月1日 至 2020年8月31日）  
当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）  
当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前中間連結会計期間（自 2020年3月1日 至 2020年8月31日）  
当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）  
該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。



( 1 株当たり情報 )

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 ( 2021年 2 月28日 )	当中間連結会計期間 ( 2021年 8 月31日 )
1 株当たり純資産額	357.35円	305.46円

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 ( 自 2020年 3 月 1 日 至 2020年 8 月31日 )	当中間連結会計期間 ( 自 2021年 3 月 1 日 至 2021年 8 月31日 )
1 株当たり中間純損失 ( )	60.35円	52.46円
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する中間純損失 ( ) ( 百万円 )	2,112	1,836
普通株主に帰属しない金額 ( 百万円 )	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 ( ) ( 百万円 )	2,112	1,836
普通株式の期中平均株式数 ( 千株 )	35,005	35,005
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第 1 回新株予約権 ( 新株予約権の数 115,000個 ) 第 2 回新株予約権 ( 新株予約権の数 43,500個 ) 第 3 回新株予約権 ( 新株予約権の数 5,000個 ) なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況 ( 2 ) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第 1 回新株予約権 ( 新株予約権の数 105,000個 ) 第 2 回新株予約権 ( 新株予約権の数 24,500個 ) 第 3 回新株予約権 ( 新株予約権の数 5,000個 ) 第 1 回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債 ( 券面総額 14,000 百万ウォン ) なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況 ( 2 ) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

( 注 ) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、1 株当たり中間純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

( 2 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

## (1) 【中間財務諸表】

## 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当中間会計期間 (2021年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,082	3,471
売掛金	74	60
商品	5,011	4,443
前渡金	1,664	1,559
その他	590	608
貸倒引当金	503	658
流動資産合計	10,920	9,485
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,790	1,735
構築物	21	20
車両運搬具	94	92
工具、器具及び備品	80	65
土地	464	464
建設仮勘定	2	-
有形固定資産合計	2,453	2,377
無形固定資産		
ソフトウェア	24	19
その他	26	26
無形固定資産合計	51	46
投資その他の資産		
長期貸付金	1,206	1,166
関係会社長期貸付金	3,625	3,660
敷金及び保証金	1,982	1,992
その他	725	737
貸倒引当金	2,839	3,225
投資その他の資産合計	4,699	4,331
固定資産合計	7,204	6,755
資産合計	18,124	16,240

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年 2月28日)	当中間会計期間 (2021年 8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	27	6
1年内償還予定の社債	100	50
1年内返済予定の長期借入金	1,303	843
未払金	586	803
未払法人税等	670	34
その他	280	253
流動負債合計	2,969	1,989
固定負債		
社債	100	2,142
長期借入金	1,618	1,268
退職給付引当金	68	71
役員退職慰労引当金	473	474
繰延税金負債	54	57
資産除去債務	176	176
固定負債合計	2,491	3,469
負債合計	5,460	5,459
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,854	4,854
資本剰余金		
資本準備金	4,776	4,776
資本剰余金合計	4,776	4,776
利益剰余金		
利益準備金	34	34
その他利益剰余金		
特別償却準備金	4	2
別途積立金	500	500
繰越利益剰余金	2,476	598
利益剰余金合計	3,014	1,134
株主資本合計	12,646	10,766
新株予約権	17	13
純資産合計	12,664	10,780
負債純資産合計	18,124	16,240

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
売上高	530	781
売上原価	485	652
売上総利益	45	128
販売費及び一般管理費	2,184	1,703
営業損失( )	2,139	1,574
営業外収益	140	142
営業外費用	2134	2342
経常損失( )	2,233	1,873
特別利益	368	-
特別損失	4315	-
税引前中間純損失( )	2,480	1,873
法人税、住民税及び事業税	11	3
法人税等調整額	707	3
法人税等合計	696	6
中間純損失( )	1,784	1,880

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2020年 3月 1日 至 2020年 8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	4,854	4,776	4,776	34	11	500	10,156	10,702	20,334	26	20,360
当中間期変動額											
剰余金の配当							105	105	105		105
中間純損失（ ）							1,784	1,784	1,784		1,784
特別償却準備金の取崩					3		3	-	-		-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）										8	8
当中間期変動額合計	-	-	-	-	3	-	1,885	1,889	1,889	8	1,897
当中間期末残高	4,854	4,776	4,776	34	7	500	8,271	8,813	18,445	18	18,463

当中間会計期間（自 2021年 3月 1日 至 2021年 8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	4,854	4,776	4,776	34	4	500	2,476	3,014	12,646	17	12,664
当中間期変動額											
剰余金の配当							-	-	-		-
中間純損失（ ）							1,880	1,880	1,880		1,880
特別償却準備金の取崩					2		2	-	-		-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）										3	3
当中間期変動額合計	-	-	-	-	2	-	1,878	1,880	1,880	3	1,883
当中間期末残高	4,854	4,776	4,776	34	2	500	598	1,134	10,766	13	10,780

## 【注記事項】

### ( 継続企業の前提に関する事項 )

当社は、海外からの旅行者に対して、食品・化粧品・生活用品等のお土産品を販売する店舗を展開する小売業を主たる事業としております。2020年1月下旬から確認された新型コロナウイルス感染症拡大によって、世界的な海外渡航客の減少が発生しておりますが、その回復時期は依然不透明であります。当社の事業はこのような経営環境の影響を大きく受けており、当中間会計期間においても前事業年度に引き続き重要な営業損失(1,574百万円)及び経常損失(1,873百万円)を計上しております(前事業年度は営業損失4,740百万円及び経常損失5,779百万円)。また、当社は、当中間会計期間において、転換社債型新株予約権付社債の発行による1,368百万円の資金調達を行ったものの、一年内に一括償還が求められる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するために、当社は、従業員の休業対応や家賃の減免交渉等のコスト削減を継続して実施したほか、日本国内市場での販売を積極的に行い、新型コロナウイルス感染症の影響を軽減するための施策を実施しております。

また、取引金融機関とは、密接なコミュニケーションを取ることで追加融資の検討をいただいております。これに加え財務基盤の安定化のために、新たな資金調達手段を検討しております。しかしながら、これらの施策は実施中であり、具体的な契約締結までには至っていないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

### ( 重要な会計方針 )

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

#### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間決算日のソウル外国為替仲介株式会社の基準為替レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程並びに当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度に全額を費用処理しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大により、当社の主要顧客である訪日外客数が大きく減少しております。当社は、外部の情報等を踏まえ、このような状況が一定期間続くものの、2023年2月期上半期より緩やかに回復しながら推移し、2025年2月期下半期を目途に新型コロナウイルス感染症発生前の水準まで回復すると仮定した将来事業計画のベースシナリオを策定し、会計処理に反映しております。

当社は、棚卸資産の評価及び前渡金等への貸倒引当金について、上述の仮定をもとに検討しております。

( 中間貸借対照表関係 )

1 シンジケート型コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 5 行とシンジケート型コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。なお、当社が発行する社債について期限の利益を喪失したときには、期限の利益を喪失する特約が付されております。

	前事業年度 ( 2021年 2 月28日 )	当中間会計期間 ( 2021年 8 月31日 )
コミットメントの総額	-	2,100百万円
借入実行額	-	-
差引額	-	2,100百万円

2 財務制限条項

前事業年度 ( 2021年 2 月28日 )

該当事項はありません。

当中間会計期間 ( 2021年 8 月31日 )

転換社債型新株予約権付社債1,321百万円には、下記の財務制限条項が付されております。

当社の保有する普通株式がKOSDAQ市場で管理種目指定及び上場廃止になる等の事由が発生した場合、社債権者は社債に係る期限の利益を喪失させ元利金の一括償還を請求できる。



(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
受取利息	4百万円	3百万円
立退料収入	33	-
固定資産売却益	-	12
為替差益	-	3

2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
支払利息	8百万円	7百万円
支払手数料	-	57
為替差損	44	-
関係会社貸倒引当金繰入額	73	275

3 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
訴訟損失引当金戻入額	68百万円	- 百万円

4 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
減損損失	64百万円	- 百万円
事業構造改善費用 特別退職金	250	-

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
有形固定資産	186百万円	73百万円
無形固定資産	10	7

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (イ) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度(第27期)(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)2021年5月28日福岡財務支局長に提出。
- (ロ) 臨時報告書(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書) 2021年6月15日福岡財務支局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年11月30日

株式会社 J T C

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上坂 岳大 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 濱村 正治 印

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T C の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 J T C 及び連結子会社の2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間においても前連結会計年度に引き続き重要な営業損失及び経常損失を計上していること並びに転換社債型新株予約権付社債に一括償還の可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年11月30日

株式会社 J T C

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上坂 岳大 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱村 正治 印  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T C の2021年3月1日から2022年2月28日までの第28期事業年度の中間会計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 J T C の2021年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間においても前事業年度に引き続き重要な営業損失及び経常損失を計上していること並びに転換社債型新株予約権付社債に一括償還の可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されていない。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一

部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。